

鳥取県告示第461号

平成20年鳥取県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備えて縦覧に供する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

精進川（Ⅰ－2－24－25－7）、上郷谷川（Ⅱ－2－22－24－10）、大父北谷川（Ⅱ－2－24－25－4）、大父谷川（Ⅱ－2－24－25－7）、山川1地区（Ⅰ－857）、山川3地区（Ⅰ－1423）、八橋12地区（Ⅰ－1556）、八橋13地区（Ⅰ－1566）、高岡地区（Ⅱ－2851）

2 変更した年月日 平成23年8月9日